



巻頭言

＜建築・まちづくり宣言から基本法制定そして次世代建築生産社会システムへ＞

日本建築家協会会長 芦原太郎

2011年秋に開催されたUIA（国際建築家連合）東京大会は、106カ国から5000人以上の建築専門家を集め、多くの成果と共に、社会のパラダイムシフトを明らかにしました。ブータンのティンレイ首相は、環境の持続性や人々の幸せへの価値観の転換を国民総生産GNPから国民総幸福量GNHへとわかりやすく語ってくれました。

この大会は＜UIA東京宣言＞で締めくくられ、災害を乗り越え、世界の建築専門家が連体して持続可能な未来社会づくりに貢献して行くことが東京から広く世界に向けて宣言されました。

これを受けて建築関連5団体は共同で＜建築・まちづくり宣言＞※をまとめ、安心・安全で持続可能な社会にむけて建築・まちづくりを推進していくことを宣言しました。この宣言には建築が社会・文化的資産であり公共の利益にかかわるものであることと共に、公共的価値実現のため専門家の役割と責任が大切であることが示されています。

これらの点はまさに建築基本法制定準備会が長年議論してきた建築基本法の骨子とかさなるものであり、この宣言を発展させる形で建築界をあげた建築基本法の議論を展開して行ければと考えています。

建築基本法には、建築がたとえ個人の財産であってもその存在は公共の資産である事と共に、所有者や建築に関わる専門家の責任をしめすことが重要となってくるでしょう。建築基本法の議論をさらに発展させて、建物の最低基準を担保する従来の法体系から持続可能な環境づくりに向けた新しい法体系への転換を推進していきたいものです。

建築基準法改正（単体規定の専門家責任による基準選択制導入・集団規定の地域による許可制導入）や建築士法改正（国際基準建築士資格制定）さらには建築士事務所法制定等、広く法資格制度や教育、職能団体の在り方をも見直して、次世代建築生産社会システム構築に繋がることになればと考えています。その意味で建築基本法制定準備会の建築基本法制定に向けた運動が多くの人々を巻き込み、基本法制定を実現し安心・安全で持続可能な社会づくりが実現していく事を期待してやみません。

※ <http://www.kenchikushikai.or.jp/data/news/sengen.pdf>

基本法制定準備会 2012年通常総会の報告

日時:2012年6月16日 14時30分開場 15時～16時

場所:建築会館301、302号室

出席者:24名+委任状75名=99名(定足数76)

議長:神田順 (以下、敬称略)

神田:挨拶—安全確保には専門家が情報をより多く提供する中で市民の参加を得て社会が決断していくプロセスが必要となってきた。大きな問題として、財産権が既得権として、社会的資産としての建築と土地を考える際に立ちふさがることがありうる。そのようなこともしっかり議論していかなければならない。

＜逝去された発起人の林昌二氏、松下富士雄氏に黙祷＞

＜馬淵議員よりのメッセージ＞・・・出席予定であったが都合で欠席のため代読紹介

＜活動報告＞

水津:活動概要報告—昨年度前半は国交省も基本法に対し

て前向きに動いていた。また馬淵議員も国交大臣だったが尖閣問題で交代された。その後の東日本大震災の発生により議員や国交省がその対策に追われ、我々も動き難い状態となった。基本法の本質を復興活動に活かす機会とも考えられたが、政局の混乱も続き活動し難い年となった。具体的な活動としては、国および関係者団体に東日本大震災からの復興への提案を8月に公表。同月の建築学会東京大会においてランチ懇談会。国会議員に対して東日本大震災からの復興をテーマに11月に議員会館でシンポジウムを開催した。神田会長は国交省の「建築法体系勉強会」に1年間参加し建築基本法の考え方に基づいて意見を提出した。また、幹事の有志が、釜石市の津波の被災地に復興状況の把握と支援方法の検討を何度か行った。幹事会として9回、分科会16回を開催した。
＜決算報告、会計監査報告＞・・・説明し承認された。

<今年度の活動計画>

水津：東日本大震災に対する社会の動きを見ながら、議員へのアピールとともにシンポジウム、講演会の主催を行う。また、他団体主催のシンポジウム等に参加して建築基本法の必要性をアピールする。一般の人に建築基本法のめざすものをわかりやすく説明する活動を行うことによって、行政主導の拙速な法改正ではなく国民的な合意形成に基づく法改正をめざす活動とする。東日本大震災の復興にあたって、建築基本法に基づき各方面に復興段階に応じた提言を行うとともに出来る範囲で被災地の復興支援に取り組む。

<予算計画>・・・質疑応答後、承認された。

会場より：支援活動に対して予算をつけたのでしょうか。
水津：被災地支援については幹事の有志が自費で活動しているが、本格的な段階になったら活動を強化したいので状況を見ていきたい。

<役員の新任>

牧村氏幹事に選出、牧村幹事挨拶

神田：建築法体系勉強会とりまとめに対するメモの紹介。社会にふさわしい法体系や建築制度を目指して行くべきという議論を進める出発点となれば幸いである。

<閉会>

意見交換会 同日 16時～17時40分

日本建築家協会(JIA)東北支部復興支援委員長 松本純一郎氏より報告

JIA東北支部として、県からの依頼により、応急危険度判定、住宅相談、罹災度証明を3月12日から7月まで実施。

主に福島県の仮設住宅については、木造のものを地元工務店と協力して6～7千戸建設。非常に快適な常設でも住めるような質の高いものが予算の制限内でできた。

石巻市の震災復興計画の策定、北上の高台移転支援にも参画している。様々な分野の専門家が、ネットワークを組まないと復興は進まない。

閉上は現地再建としたが、住民合意が得られていない。

石巻市の中心市街地では集合住宅などの具体的な形がみえてきている。

従来の土木的な手法では限界があり、北上地区は著名な建築家たちのアーキエイドとJIAなどで半島部の地域毎に建築家が入ってフォローしている。専門家が常駐することが地域に求められているが、人手が足りない状況である。

西：有志で支援している釜石市唐丹小白浜だが、復興が進まず現地の方々が辛い思いをしている。様子をみながら少しずつ支援したい。

松本：住民と行政をつなぐ形の専門家や、都市・まちづくりの専門家が入っているのは(三陸全体の)1割ぐらいではないか。

芝氏(NPOみどりの家)：赤浜の仮設集会場兼居酒屋建設の事例を紹介。

景観と住宅を考える全国ネットワーク代表

日置雅晴氏より報告

現行法の下で、地域の人々が困っている問題をどのようにしたら解決できるか、建築家をはじめとする皆様に考えていただきたい。

<斜面地型地下室マンションの事例紹介>

<空堀で地盤面を操作したマンション事例の紹介>

<連棟を一建物としたマンション事例の紹介>

<旗竿敷地の長屋建物事例の紹介>

建築確認や都の安全条例は住民と利害調整する部分がなく、裁判になってから負けると事業者も大きな損失を被る。住民参加で調整ができる制度が事業者にとっても住民にとってもメリットが大きい。

景観と住宅を考える全国ネットワークでは、確認制度に代わる住民参加型の裁量許可制度として、個別の基準ではなく、手続きを明確にして住民参加で決めるという方法を提唱している。

神田：基本法制定準備会でも、専門家がある程度自由を得ると共に責任もとるという裁量性のある仕組みについて議論を進めている。基本的に専門家がもっと力を発揮できるような仕組みにしなければ、ルールだけが細かくなり全体が歪んでしまう。建築基準法が全国一律の形で作られていて、現行法の解釈を霞ヶ関がすべて行う状況では、地方自治も育たない。地方行政をどうしていくかも大きなテーマである。

山岡(幹事)：景観配慮がむしろ経済性を高める仕組みについて聞きたい。

日置：経済的に良好な景観を誘導するには、適切な容積、それを下回るまで、限度を決めた上で、良好なモノに対してはインセンティブを与える仕組みが望ましい。

人口減少下では、財産権を保障する観点からも将来的に妥当な容積に抑える制度に再構築する必要があると考える。

事務局連絡先

電話：03-3368-0815 FAX：03-3368-2845
住所：〒211-0025 川崎市中原区木月2-2-16
建築設計事務所アトリエ71
E-mail: info@kisonho.jp / http://www.kisonho.jp/